



ウポポイ
NATIONAL AINU MUSEUM and PARK
民族共生象徴空間

令和3年11月22日
帯広開発建設部

河川などで発生した流木等を無償提供します！

池田河川事務所では、出水等によって河岸に漂着した流木や工事で伐採した樹木を利用していただける方を募集します。

提供した流木等については自家消費などの制約は設けておりませんので、利用希望者の判断で使用や加工或いは販売などを行うことができます。

記

- 流木の無償提供【各提供場所の堆積量（概数）：①60 空 m3、②100 空 m3・450 空 m3・400 空 m3】**

提供場所①：池田町利別本町（人力積込を行う方が対象です。先着順とし無くなり次第終了とします。）

提供場所②：浦幌町愛牛地区（重機積込を行う方が対象です。3つの区画ごとに利用者を決定します。希望者が複数いる場合は抽選とします。）

提供期間：①（人力積込の方）令和3年12月 1日（水）～令和4年 1月31日（月）
②（重機積込の方）令和3年12月 3日（金）～令和4年 1月31日（月）

申込期間：①（人力積込の方）令和3年11月22日（月）～令和4年 1月24日（月）
②（重機積込の方）令和3年11月22日（月）～令和3年11月29日（月）
- 伐採木の無償提供【提供場所の堆積量（概数）：2地区合計 550 空 m3】**

提供場所：池田町利別本町地区、本別町西美里別地区（2地区の全量を引取可能な方（1者）が対象です。希望者が複数いる場合は抽選とします。）

提供期間：令和3年12月14日（火）～令和4年1月31日（月）

申込期間：令和3年11月22日（月）～令和3年12月1日（水）
- 申込方法**：参加申込書を下記まで郵送、FAX、Eメール、持参により提出してください。

 - 住所 〒083-0032 中川郡池田町字利別東町
 - 帯広開発建設部 池田河川事務所 計画課 維持担当
 - 電話番号 015-572-2661（平日9:00～17:00）
 - FAX 015-572-4475
 - Eメール hkd-ob-ike-ri-iji-81u@gxb.mlit.go.jp
- 応募資格等**：帯広開発建設部池田河川事務所のHPに掲載する流木と伐採木それぞれの参加者募集要領でご確認ください。https://www.hkd.mlit.go.jp/ob/ikeda_kasen/ct111r000001zcs.html

【問合せ先】

国土交通省 北海道開発局 帯広開発建設部
池田河川事務所 副所長 松本 政徳 電話 015-572-2661（内線 202）
池田河川事務所 計画課長 市川 嘉輝 電話 015-572-2661（内線 205）

帯広開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/ob/index.html>



流木無償提供に関する参加者募集要領

令和 3 年 1 1 月 2 2 日

帯広開発建設部 池田河川事務所長

1. 目的

帯広開発建設部池田河川事務所では、十勝川で発生した流木を資源として有効に利用する観点から、収集した流木の無償提供を行いますので、利用を希望される方を募集します。

受け取った流木については、自家消費などの制約はありません。利用希望者の判断で使用や加工或いは販売などを行うことができます。

2. 応募方法

流木を人力により積込を行う方は別紙①「流木提供申込用紙【流木提供場所①】」に、流木を重機により積込を行う方は別紙②「流木提供申込用紙【流木提供場所②】」に必要事項を記入し、郵送、FAX、メールまたは持参により以下の宛先まで応募してください。

申込書を持参される場合は、年末年始(12月29日～1月3日)及び祝祭日を除く月曜日から金曜日の9時00分～17時00分までにお越し下さい。

※人力により積込を行う方と重機により積込を行う方で申込用紙が異なりますのでご注意ください。

申込期間

人力により積込を行う方(流木提供場所①)

令和3年11月22日(月)～令和4年1月24日(月)

重機により積込を行う方(流木提供場所②)

令和3年11月22日(月)～令和3年11月29日(月)

応募先

郵送・持参：〒083-0032 中川郡池田町字利別東町

池田河川事務所 計画課 維持担当

電話：015-572-2661

FAX：015-572-4475

Eメール：hkd-ob-ike-ri-iji-81u@gxb.mlit.go.jp

3. 応募資格

以下の不適格事項のいずれにも該当しないこと。

- 1) 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
- 2) 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者
- 3) 公募期間中において、会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- 4) 直近1年間の税を滞納している者
- 5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- 6) その他池田河川事務所長が不的確と判断する者

4. 流木提供の概要

①人力により積込作業する場合

1) 提供期間

令和3年12月 1日（水）～ 令和4年 1月31日（月）

2) 提供場所

別紙図面①-1, ①-2による。

※ 先着順とし、提供場所の流木が無くなった時点で終了させていただきます。

※提供場所までは、進入路が確保されておりますが、降雨等でぬかるむことがありますのでご了承ください。また、冬期の除雪は基本的に行いません。

3) 提供時の状態

集積した流木は、多様な大きさや形が混在しており、土砂が付着している場合がありますのでご了承ください。また、河口で発生したものであるため、塩分が付着している場合があります。

4) 受渡証について

提出いただいた流木提供申込用紙の記載内容を確認後に受渡証を発行いたします。

作業を行う際は受渡証を携帯してください（作業中に確認する場合があります）。

また、利用希望者に好ましくない行為があった場合等には、作業中であっても受渡の資格を取り消す場合があります。

5) 留意事項

- ・流木を切断するためにチェーンソー等の道具を使用する場合は各自でご用意願います。なお、当方での電源の確保はありません。
- ・作業は平日に限らず土・日・祝祭日も可能です。土・日・祝祭日に行う場合は、事前に池田河川事務所（応募先と同じ）へ連絡してください。

②重機により積込作業する場合

1) 提供期間

令和3年12月 3日(金) ～ 令和4年 1月31日(月)

2) 提供場所

別紙図面②-1, ②-2による。

※提供場所までは、進入路が確保されておりますが、降雨等でぬかるむことがありますのでご了承ください。また、冬期の除雪は基本的に行いません。

※木材量については見込みの数量であり、増減の可能性があります。

3) 提供時の状態

集積した流木は、多様な大きさや形が混在しており、土砂が付着している場合がありますのでご了承ください。また、河口で発生したものであるため、塩分が付着している場合があります。

4) 利用者の決定方法

12月1日までに流木提供申込用紙を提出いただき、応募区画毎に利用者を決定いたします。三つの流木堆積区画があり、区画ごとに応募いただけますが、複数の希望者がいる場合は申込期間終了後に抽選により利用者を決定いたします。抽選が必要な場合は後日抽選の連絡をいたします。

・抽選の実施日時

抽選は令和3年12月2日15:00～池田河川事務所で実施します。

※当日出席出来ない場合は事務所職員が代理抽選いたします。申込書にて抽選日の出欠を確認させていただきます。

・抽選の実施方法

抽選は集積量の多い区画から順に実施し、当選者は次の区画からの抽選への参加は出来ないものとさせていただきます。

なお、利用者が決定しない区画があった場合は、抽選に参加された方から再度希望者を募り、当日中に再抽選いたします。

5) 受渡証について

利用者の決定後に受渡証を発行いたします。作業を行う際は受渡証を携帯してください(作業中に確認する場合があります)。また、利用希望者に好ましくない行為があった場合等には、作業中であっても受渡の資格を取り消す場合があります。

6) 伐採木採取との重複希望について

伐採木採取との重複希望は可能です。伐採木採取の抽選は流木無償配布抽選の1回目と同時に実施します。

伐採木採取については池田河川事務所HPの【伐採木採取 応募要領】をご確認願います。

7) 留意事項

受取希望日や使用機械等について申込書用紙に記載いただき、事前に協議させていただきます。なお、ヤードに限りがあるため、破碎機持込による現地作業は不可とする場合があります。

流木を切断するための機械や電源等は各自でご用意願います。

作業は平日に限らず土・日・祝祭日も可能です。土・日・祝祭日に行う場合は、事前に池田河川事務所（応募先と同じ）へ連絡してください。

5. その他

- 1) 申込書への記載内容（応募資格や受取方法）などを確認するため、直接お電話等で聞き取りをさせていただく場合があります。
- 2) 本取組に係る行為に関する費用、労働等は、全て流木受取を認められた参加者の負担となります。
- 3) 悪天候やその他やむを得ない事情により、河川管理者の判断で中止する場合があります。
- 4) 本取組中に、自損事故又は第三者に損害を与えた場合には当事者がその責任を負います。また、堤防等の河川管理施設を破損した場合は現状復旧していただきます。
- 5) 本取組に係る行為に起因して、事故（受取者間における事故も含む）やケガ等が発生した場合、池田河川事務所では責任を一切負いません。
すみやかに池田河川事務所へ届け出るとともに当事者で事故処理等の対応をお願いします。
- 6) 募集後に生じた事情により、募集手続きの進行状況の如何に関わらず手続きを途中で取りやめる場合があります。その場合はご了承ください。
- 7) 作業状況の写真を撮影して、広報用等に使用させていただく場合がありますのでご了承ください。
- 8) 本実施に係る問い合わせ先は以下のとおりです。

問い合わせ先

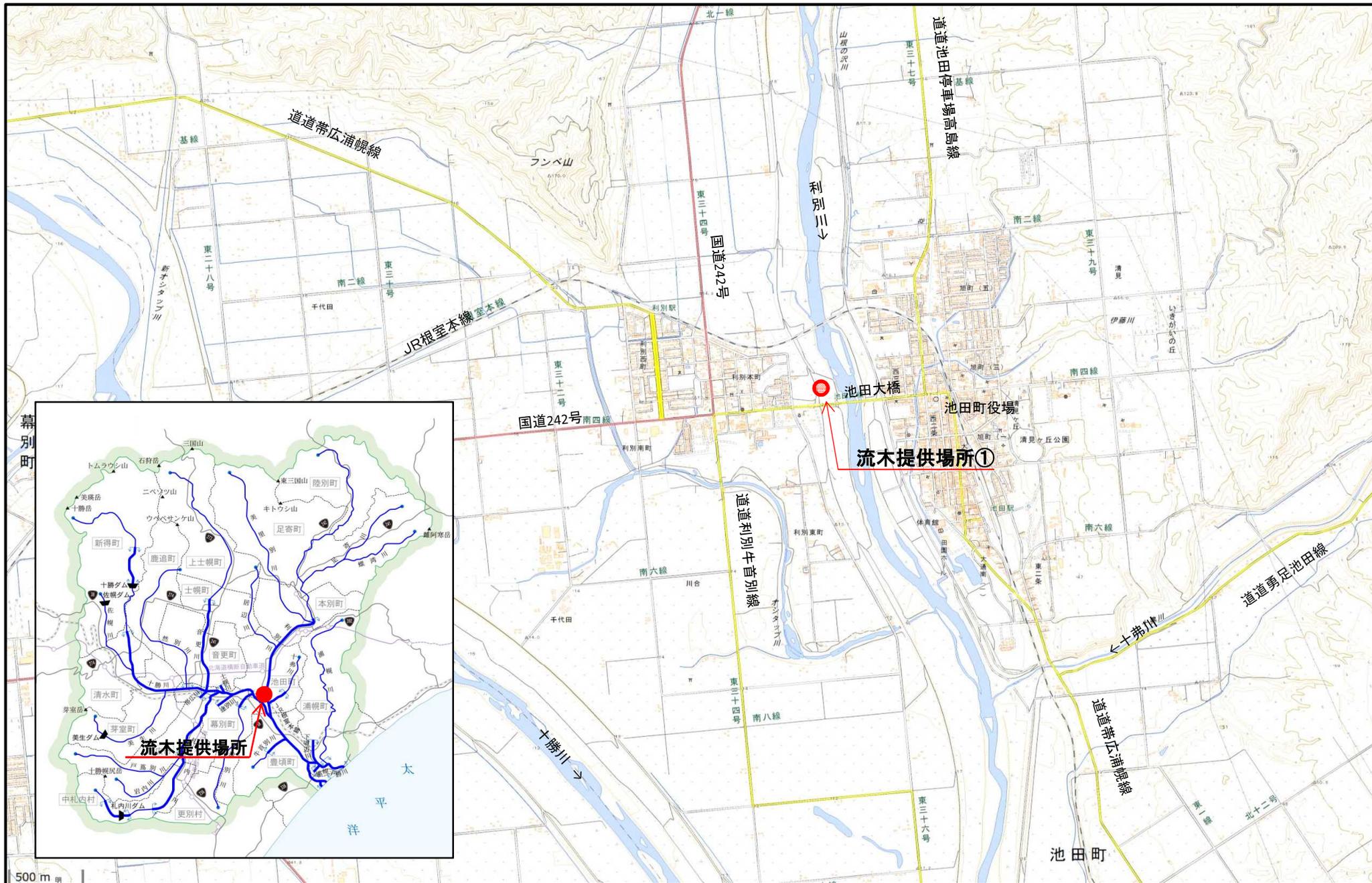
帯広開発建設部 池田河川事務所 計画課 維持担当

電 話：015-572-2661

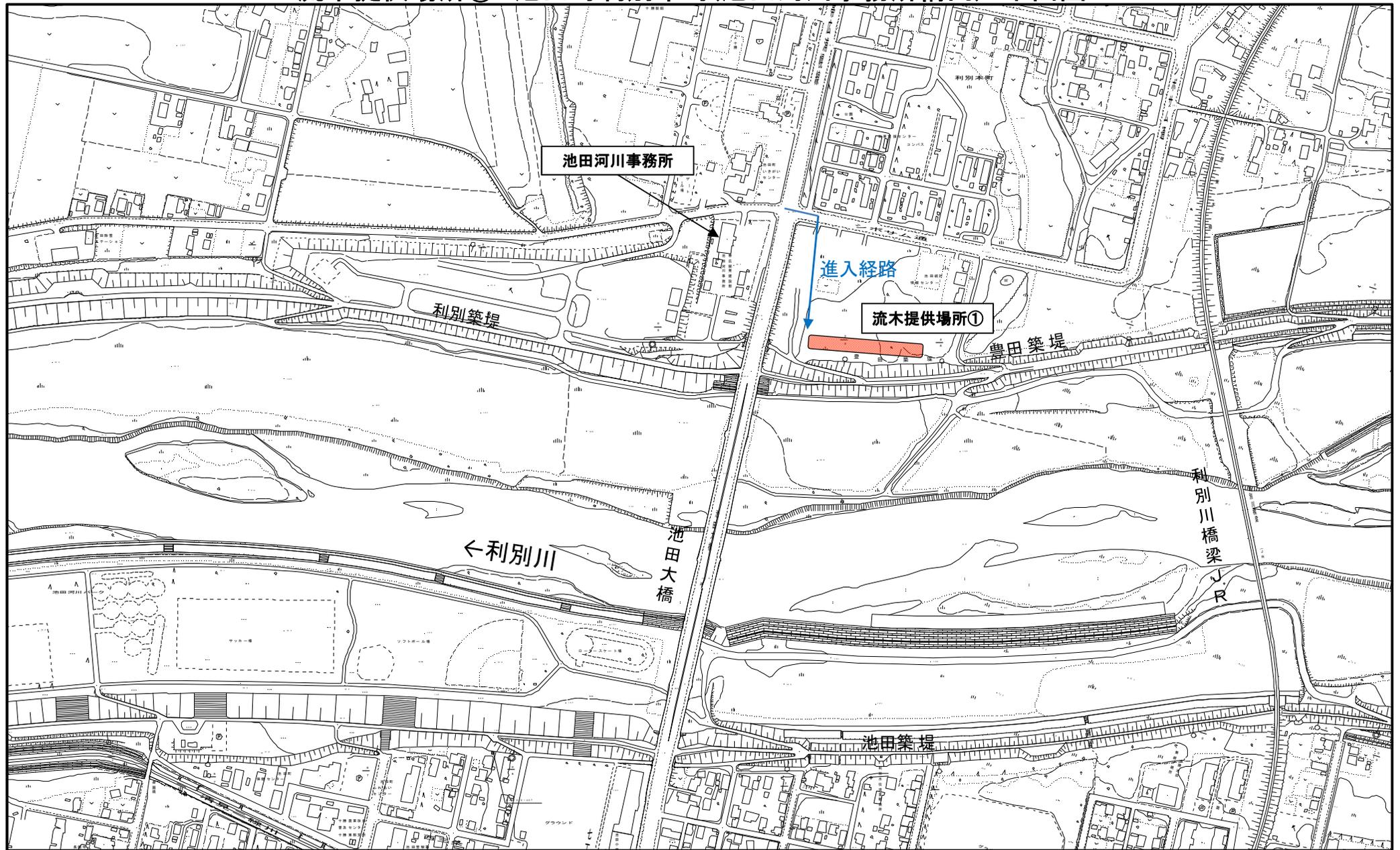
F A X：015-572-4475

Eメール：hkd-ob-ike-ri-iji-81u@gxb.mlit.go.jp

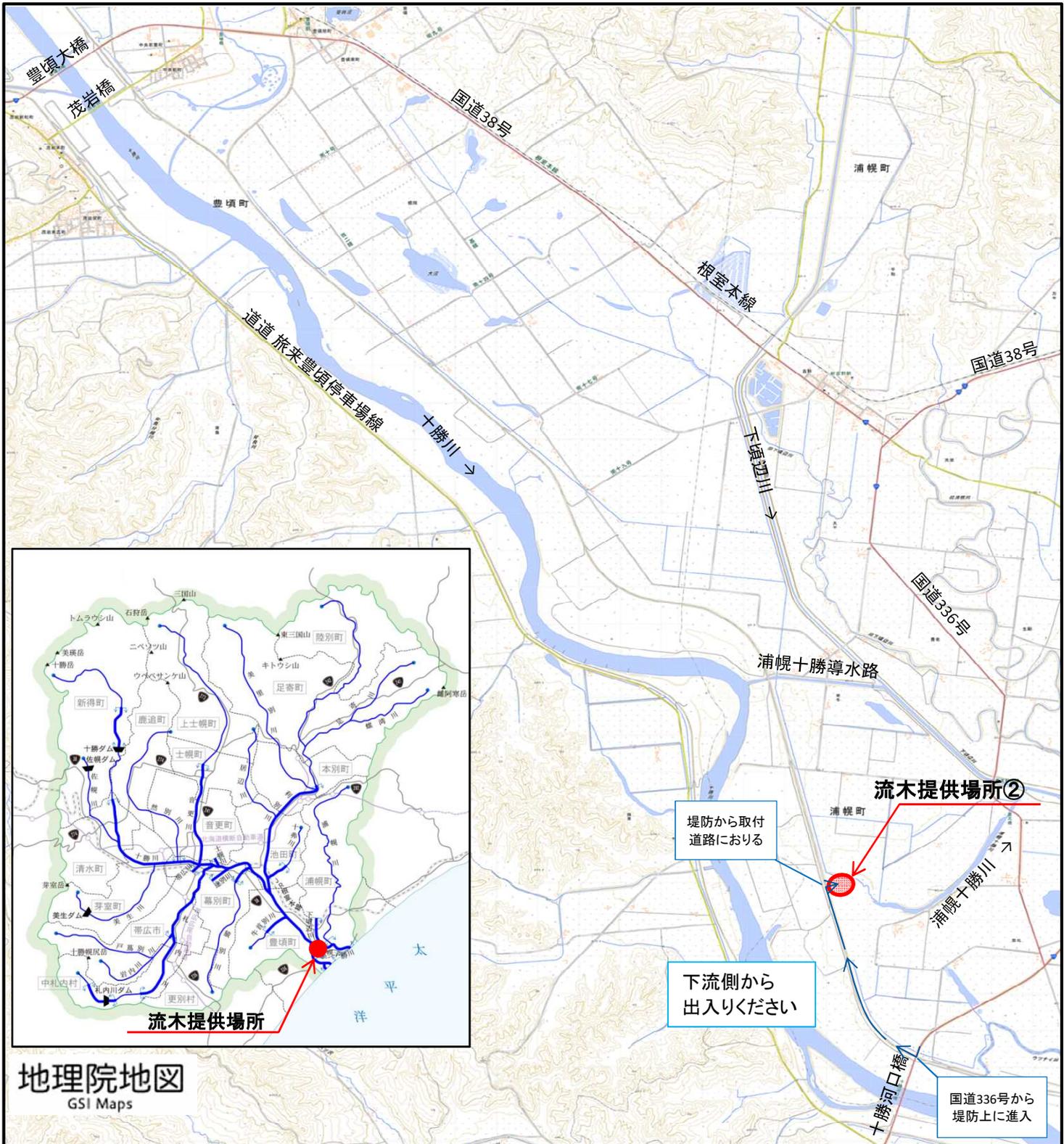
人力により積込を行う方



流木提供場所① 池田町利別本町(池田河川事務所構内) 平面図



流木提供場所② 浦幌町愛牛地区



流木提供場所② 浦幌町愛牛地区 平面図



流木提供申込用紙【流木提供場所①】

人力により積込を行う方はこちらに記載ください

申込用紙は、利用目的や利用数量を把握することにより、池田河川事務所での流木処理に関する今後の資料とするものです。

必要事項及び該当箇所に○の記載をお願いします。

1. 氏名			
2. 住所			
3. 電話番号			
4. 作業人数	人		
5. 作業車の種類	軽トラック	普通車	1BOX
	(2t 4t)トラック	その他	
6. 受取希望数量	台分		
7. 受取希望日	令和 年 月 日～令和 年 月 日		
8. 主な利用目的	・園芸用資材 ・木工用資材 ・薪木		
	・その他()		
9. 今回の流木提供をどのよう に知りましたか？	・帯広開発建設部ホームページを見た		
	・市町村の広報誌を見た		
・その他()			
10. 確認事項について			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 『流木無償提供に関する参加者募集要領』に記載した応募資格を満たす者である。 ・ 安全に十分留意の上、自己責任で作業をお願いします。 ・ 作業後は、整理整頓にご協力をお願いします。 ・ 『流木無償提供に関する参加者募集要領』の内容を確認し了承している。 			
上記確認事項に同意する方は署名をお願いします。			
署名 _____			

帯広開発建設部 池田河川事務所

流木提供申込用紙【流木提供場所②】

重機により積込を行う方はこちらに記載ください

申込用紙は、利用目的や利用数量を把握することにより、池田河川事務所での流木処理に関する今後の資料とするものです。

必要事項及び該当箇所に○の記載をお願いします。

1. 企業名等	
2. 住所	
3. 担当部署 担当者名	
4. 担当者メールアドレス	
5. 電話番号	
6. 応募する区画 ※希望する区画全ての()内に○を記載願います。応募区画ごとに流木利用者を決定いたします。	() 地区②-1【約100空m ³ 】を希望 () 地区②-2【約450空m ³ 】を希望 () 地区②-3【約400空m ³ 】を希望
7. 受取希望日	令和 年 月 日～令和 年 月 日
8. 主な利用目的	
9. 使用機械	
10. 運搬車両	・10tトラック ・その他()
11. 今回の流木提供をどのように知りましたか？	・帯広開発建設部ホームページを見た ・その他()
12. 利用希望者が重複した場合の抽選 ※抽選は令和3年12月2日15時～池田河川事務所で行われます。右記のいずれかに○印を記入願います。	出席 欠席 (事務所職員による代理抽選)
13. 確認事項について ・ 『流木無償提供に関する参加者募集要領』に記載した応募資格を満たす者である。 ・ 安全に十分留意の上、自己責任で作業をお願いします。 ・ 作業後は、整理整頓にご協力をお願いします。 ※建設機械を使用する場合 バックホウ等の建設機械を使用する場合、コーン等で作業範囲を明示し、安全確保に努めて下さい。 ・ 『流木無償提供に関する参加者募集要領』の内容を確認し了承している。 上記確認事項に同意する方は署名をお願いします。	署名

※伐採木採取との重複希望が可能です。

伐採木採取 応募要領

令和 3 年 1 1 月 2 2 日

帯広開発建設部 池田河川事務所長

1. 目的

十勝川では、洪水を安全に流下させるため河道掘削および河道内の樹木伐採工事を実施しています。工事で伐採した樹木は、処分のために多くの費用を要することが課題となっている一方で、近年は燃料等としての需要が高まっています。そこで、河川管理者が伐採した河川区域内の樹木について、資源の有効活用の観点からバイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける方を公募し、一定の条件を満たす方に採取の許可を実施します。

本試行により採取した樹木等については、採取者の判断で使用や加工或いは販売などをすることができます。ただし、採取期間内に樹木を全量採取可能な方に限ります。

2. 応募方法

伐採木採取に参加される方は、別紙「応募様式（様式－1）」に必要事項を記入し、郵送、FAX、Eメール（PDF形式）、持参により以下の宛先まで応募してください。

申込期限は令和3年12月1日(水)必着とします。

申込書を持参する場合は、受付期間内の祝祭日を除く月曜～金曜日の9時00分～17時00分までにお越し下さい。

応募先

郵送・持参：〒083-0032 中川郡池田町字利別東町

池田河川事務所 計画課 維持担当

電話：015-572-2661

FAX：015-572-4475

Eメール：hkd-ob-ike-ri-iji-81u@gxb.mlit.go.jp

3. 応募資格

以下の不適格事項のいずれにも該当しないこと。

- 1) 過去3年間に公募型樹木等採取において著しく不誠実な行為のあった者
- 2) 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者
- 3) 公募期間中において、会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- 4) 直近1年間の税を滞納している者
- 5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者の指定又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- 6) その他、池田河川事務所長が不適格と判断する者

4. 伐採木採取の概要

1) 採取期間：令和3年12月14日(火)～令和4年1月31日(月)

2) 採取箇所：別紙図面1-1～2-2を参照。

※提供場所までは、進入路が確保されておりますが、降雨等でぬかるむことがありますのでご了承ください。また、冬期の除雪は基本的に行いません。

※木材量については見込みの数量であり、増減の可能性があります。

3) 主な樹種：ヤナギ類が主体

※樹種はヤナギ類が主体で、樹木ごとの太さは異なります。

4) 樹木は2.3m程度の長さにして集積しています。

5) 採取箇所までは、ダンプトラックの進入が可能です。

6) 応募は、採取期間内に樹木を全量採取可能な方に限ります。

5. 伐採木採取者の選定と通知

応募者の中から、応募資格と採取方法等を考慮したうえで採取者を1者選定します(全2箇所を1者で採取)。

複数の応募者間で明確な差がない場合には、抽選を行います。抽選は池田河川事務所において、応募者自ら参加していただく予定です。

抽選日時は、12月2日(木)15:00～とします。抽選が必要な場合は後日連絡いたします。なお、都合により抽選に参加していただけない場合でも、池田河川事務所職員が代理を務めることも可能ですので、ご相談ください。

6. 流木の無償提供との重複希望について

流木の無償提供との重複希望は可能です。流木の無償提供の抽選は伐採木採取の抽選と同時に実施します。

流木の無償提供については池田河川事務所HPの【流木無償提供に関する参加者募集要領】をご確認願います。

7. 河川産出物採取許可の申請と交付

採取者として選定された場合には、採取に先立ち運搬方法や作業工程等について池田河川事務所と事前に協議し、作業計画書(様式-2)を作成いただいたうえで、河川法第25条に基づき、許可申請書(様式-3)を提出する必要があります。詳細につきましては、池田河川事務所の担当者よりご連絡いたします。

8. その他

- 1) 応募様式(様式-1)への記載内容(応募資格や運搬方法)などを確認するため、直接お電話等で聞き取りをさせていただく場合があります。
- 2) 本公募に係る行為に関する一切の費用、労働等は、全て採取者の負担となります。
- 3) 本試行は悪天候やその他やむを得ない事情により、河川管理者の判断で中止する場合があります。
- 4) 本試行中に、自損事故又は第三者に損害を与えた場合には採取者がその責任を負います。また、堤防等の河川管理施設を破損した場合は現状に復旧していただきます。
- 5) 本公募に係る行為に起因して、事故やケガ等が発生した場合に、池田河川事務所では河川管理者としての管理責任は一切負いません。
すみやかに池田河川事務所へ届け出るとともに、当事者で事故処理等の対応をお願いします。
- 6) 採取許可申請について、やむを得ない事由が発生した場合は、取り下げの申し出が可能です。
- 7) 作業を行う際は交付する河川産出物採取許可書を携帯してください。
(作業中に確認する場合があります)。
- 8) 採取者に河川管理上好ましくない行為があった場合等には、作業中であっても採取の資格を取り消す場合があります。
- 9) 作業は期間内の毎日9時00分から17時00分までを基本とします。土、日、祝祭日の作業も可能です。土、日、祝祭日に作業する場合は、事前に事務所の担当者へご連絡をお願いします。

- 1 0) 公募後に生じた事情により、公募手続きの進行状況の如何に関わらず手続きを途中で取り止める場合があります。その場合はご了承願います。
- 1 1) 作業中の写真を撮影し、広報用に使用させていただく場合がありますのでご了承ください。
- 1 2) 本件は、河川法第 2 5 条の規定を適用した公募型樹木等採取により実施するものです。
- 1 3) 本実施に係る問い合わせ先は以下のとおりです。

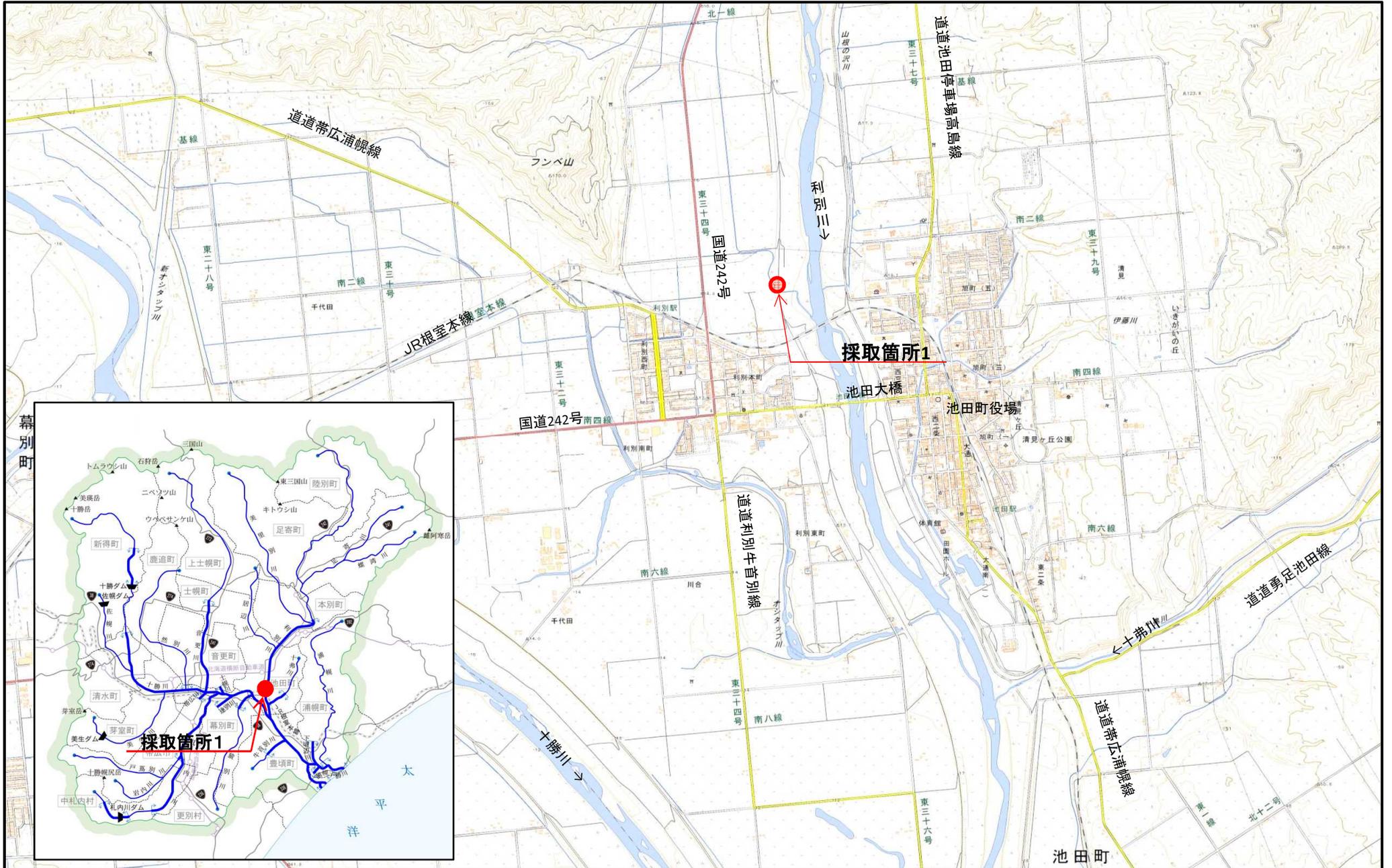
問い合わせ先

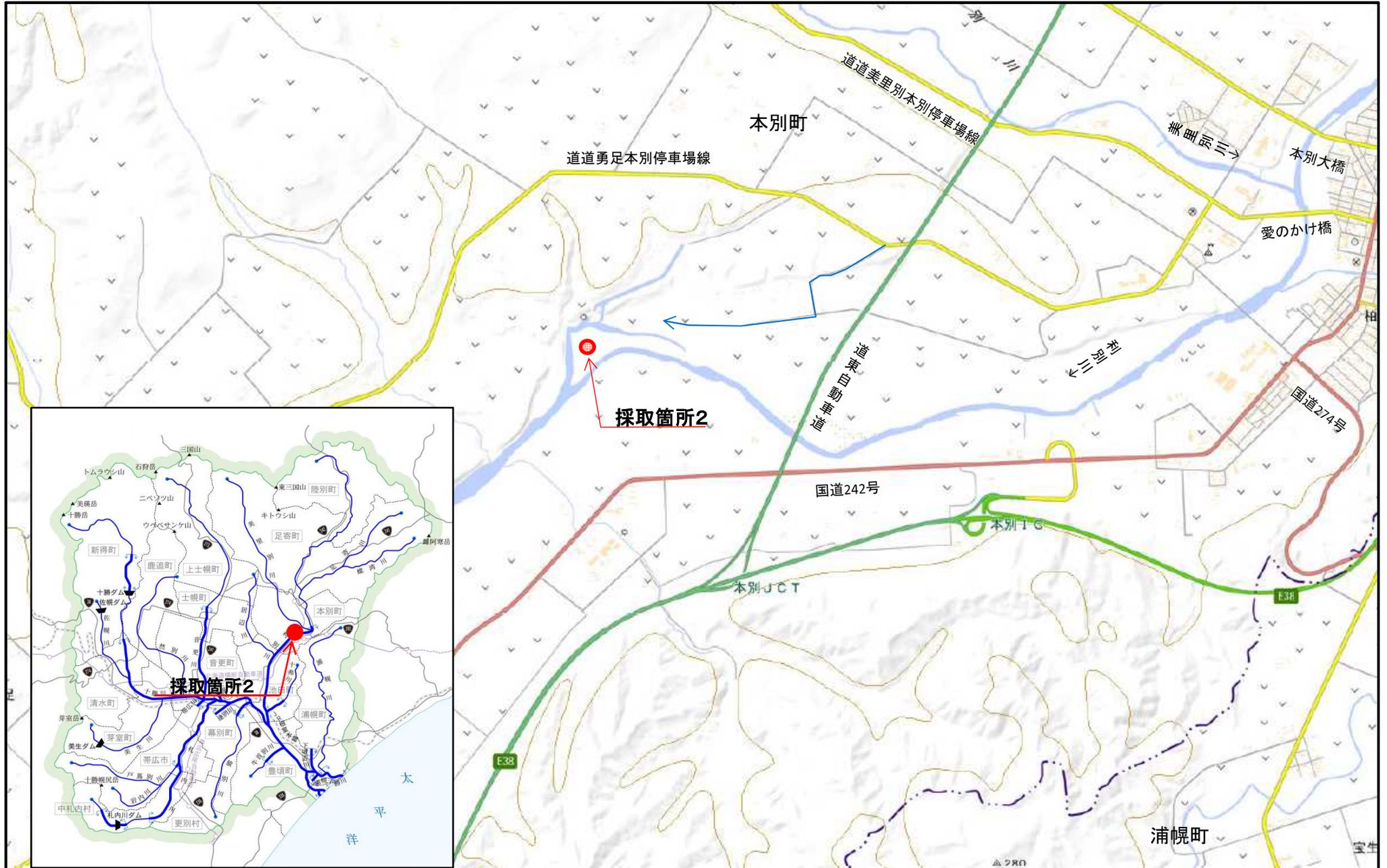
帯広開発建設部 池田河川事務所 計画課 維持担当

電 話：0 1 5 - 5 7 2 - 2 6 6 1

F A X：0 1 5 - 5 7 2 - 4 4 7 5

Eメール：hkd-ob-ike-ri-iji-81u@gxb.mlit.go.jp





別紙図面2-2

採取箇所2 本別町西美里別地区 平面図



応 募 様 式

令和 年 月 日

帯広開発建設部 池田河川事務所長 殿

応募者

住所 〒

氏名又は

代表者名

印

(会社名) ()

令和3年11月22日付けで公募された、樹木の採取について応募します。

記

1. 伐採木の使用目的を記載願います。(例：敷き材、バイオマス燃料など)

※採取者の判断で使用や加工或いは販売などをすることができます。

※応募は、採取期間内に樹木を全量採取可能な方に限ります。

2. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

(積込・運搬方法)

樹木は、積み込み機械でトラックへ積み込み、運搬する。

樹木は、移動式の破砕機を現地に搬入し現地で破砕した後、トラックへ積み込み、運搬する。

その他の方法 ()

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

3. 採取の期間

作業予定期間 : 月 日 ~ 月 日 (のうち 日間) を予定

4. 応募者の連絡先

連絡先 (携帯可) :

緊急連絡先 :

F A X :

メールアドレス :

なお、F A X、メールアドレスは、ある場合のみ記載。

5. 公募伐採の応募資格について、該当箇所にすべてチェック を記載。

- 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
- 公募期間中において、予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) 第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
- 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

以上

(参考)応募時に提出の必要はありません。

伐採木採取者に選定後、河川産出物採取許可の申請に必要な書類です。

様式－２

令和 年 月 日

帯広開発建設部 池田河川事務所長 殿

採取者 (住所)
(氏名又は代表者名)
(電話番号)

採取作業計画書

次のとおり作業を実施します。

【作業実施期間】

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
(作業時間) : ～ :

【作業日】

【作業者】

< 遵守する事項 >

【安全対策等】

- < 作業時服装 > ・ 作業時はヘルメット、防振手袋を着用し、作業に適した服装で行う。
- < 気象条件 > ・ 天気予報等を確認し、大雨注意報、強風注意報、大雪注意報、風雪注意報が発令された時は作業を中止する。
- < 資機材管理 > ・ 作業用器具は日々持ち帰り、現地に放置しない。
- < 有事対応 > ・ ケガや事故発生時にはすぐに連絡できるよう携帯電話を携行するとともに、家族と連絡が取れる体制を確保する。
 - ・ 消防署、警察、病院、池田河川事務所の電話番号は携帯電話に登録しておく。
(申請者以外の現場作業者にも登録してもらう)
 - ・ 事故(ケガを含む)発生時には池田河川事務所に必ず連絡する。
- < 法令遵守 > ・ 運搬する際は、交通法規を遵守する。(差し枠、はみ出し禁止)
- < その他 > ・ 健康状態が万全で無い場合は、無理して作業をしない。(二日酔いも含む)
 - ・ 作業箇所周辺には人がいるかを注意して作業を行い、常に清潔に保ち不慮の事故が起こらないようにする。
 - ・ 選定された場合には、許可の条件に基づき作業を行う。

※上記以外に安全管理に関する事項があれば記載する。

※その他、採取作業全体として特筆すべき事項があれば記載する。

以上

(参考)応募時に提出の必要はありません。

伐採木採取者に選定後、河川産出物採取許可の申請に必要な書類です。

様式－3

許 可 申 請 書

令和 年 月 日

殿

申請者 住 所
氏 名
連絡先

印

次のとおり、河川法第25条の許可を申請します。

1. 河川の名称 十勝川水系 利別川

2. 採取の目的

3. 採取の場所及び採取に係る土地の面積

池田町利別本町地区 m2

本別町西美里別地区 m2

4. 河川の産出物の種類及び数量

樹木 空 m3

5. 採取の方法

6. 採取の期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで